

鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、鶴見区役所市民協働課内に置き、市民協働課および総務課教育担当が本会の処務を担う。

(目的)

第3条 本会は、鶴見区のコミュニティづくりを推進するために、地域の各種団体が協働しながら、わがまち意識・ふるさと意識を高め、心ふれあう豊かで明るいまちづくりをめざして、多様な協働による住民主体のコミュニティ活性化を図るため、区民が参加・交流できる事業の企画運営を行う。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、次に掲げるものにより構成する。なお、会議等に出席する委員は、原則として各団体1名とする。

- (1) 各地域連合振興町会等地域コミュニティに寄与する団体（別表1のとおり）
- (2) 社会教育関係団体（別表2のとおり）
- (3) その他鶴見区で公益的な活動を行う団体
- (4) 鶴見区役所
- (5) 本会の構成団体の推薦を受け、区長が適当と認める団体

2 本会には、会長、副会長、会計、監事の役員を置く。役員は、区役所を除く委員の中から委員の互選により決定する。ただし、副会長は2名以内とする。

3 会長は、本会を代表し会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき、又は会長の依頼により、会長の任務を代行することができる。

5 会計は、鶴見区役所の関連事業予算以外の会計処理を総括する。

6 監事は、前項に係る会計処理の確認を行う。

7 会長及び副会長は鶴見区民まつりの実行委員長及び副実行委員長を兼ねる。

8 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。各委員等からの委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

9 委員はその任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第3章 実行委員会

(実行委員会の招集)

第5条 実行委員会は、会長が招集する。

2 実行委員会を招集するときは、委員に対し、会議の日時及び場所や議案等を示して、事前に通知しなければならない。

(審議事項)

第6条 次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 鶴見区コミュニティ育成事業に係る事業計画、事業中止及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(議決等)

第7条 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出した委員は、出席者とみなすものとする。

2 実行委員会の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員は、実行委員会において、各々一箇の表決権を有する。ただし、別表3の団体は、議事の表決権は行使しない。

(実行委員会の書面表決等)

第8条 止むを得ない理由のため実行委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は当該団体の代表者が推薦する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における代理人は、第7条の規定中の委員として出席、表決したものとみなす。

第4章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、鶴見区役所の関連事業予算および協賛金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 協賛金、その他の収入に関しては、第4条第5項に規定する会計が収支の管理を行うものとする。

(事業年度及び会計年度)

第10条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補足

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営等に必要な事項は、実行委員会の議決を経て、区長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立のあった日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(附 則)

この改正規約は、令和 4 年 5 月 12 日より施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項第 1 号関係)

- 1 地域連合振興町会等地域コミュニティに寄与する団体
 - ・緑連合振興町会
 - ・鶴見北連合振興町会
 - ・鶴見連合振興町会
 - ・榎本連合振興町会
 - ・今津連合振興町会
 - ・茨田南連合振興町会
 - ・茨田連合振興町会
 - ・茨田東連合振興町会
 - ・茨田北連合振興町会
 - ・焼野連合振興町会
 - ・茨田西連合振興町会
 - ・横堤連合振興町会
 - ・鶴見区体育厚生協会
 - ・鶴見区子ども会育成連合協議会
 - ・鶴見区青少年福祉委員協議会
 - ・鶴見区青少年指導員協議会
 - ・鶴見区スポーツ推進委員協議会
 - ・鶴見区視聴覚教育協議会
 - ・鶴見区 P T A 協議会
 - ・未来の鶴見区を考える会

別表 2 (第 4 条第 1 項第 2 号関係)

- 1 社会教育関係団体
 - ・鶴見区地域女性団体協議会
 - ・鶴見区体育厚生協会
 - ・鶴見区子ども会育成連合協議会

- ・鶴見区青少年福祉委員協議会
- ・鶴見区青少年指導員協議会
- ・鶴見区スポーツ推進委員協議会
- ・鶴見区視聴覚教育協議会
- ・鶴見区P T A協議会

別表3（第7条第3項関係）

- ・未来の鶴見区を考える会